

AYSA西部部会プレゼン



短大で学んだ 日本国憲法



2016.8.25
AYSA西部支部
MRN

情報利活用講座プレゼン発表会



はじめに（テーマ選定理由）

- ▶ ① 山口短大の一般教養科目に「日本国憲法」がある
- ▶ ② かねがね聴いてみたかった
- ▶ ③ 憲法は今日的话题
- ▶ ④ 山口短大を知っていただくいい機会

参考：講師 東亜大学 福田達也先生（専門：民法）



プレゼン順序

- ▶ ① 憲法って何？
- ▶ ② 法の目的
- ▶ ③ 現憲法成立に至った経緯
- ▶ ④ 現憲法の三大原則とは？
- ▶ ⑤ 人権について
- ▶ ⑥ 公共の福祉について
- ▶ ⑦ 第9条に関すること
- ▶ ⑧ おわりに



① 憲法って何？

- ▶ 憲法とは国家を統治する原則や機構、治者と被治者の関係等の根本・基礎を定めた【1】である。
- ▶ 国政を憲法に則って行い国家権力を法によって制限し個人の権利と自由を確保しようとする立場・考え方を【2】という。

課題 ①「憲法」についてどのようなイメージを持っているか？
② 社会的に法は必要か？ (if yes、その理由)

②－1 法の目的

- ▶ 法の目的としては [3] の確保と [4] = ([5]) の実現があげられる。[3] の確保につき法秩序が安定し社会の安全を確保することが法の重要な機能でありそのためには次のような要件を満たさなければならないとされている。すなわち
 - ① 法は [6] でなければならない。
 - ② 法はあまりにたやすく [7] されてはならない。
 - ③ 法は [8] に行われるものでなければならない。
 - ④ 法は社会に生きる人々の意識に [9] することも必要である。

②－2 法の目的

- ▶ またアリストテレス以来、[5] を [10] と [11] に分ける考え方が有力である。

[10] とは人によって差別を認めない要求であり、
[11] とは個人がその能力や功績の差異に応じて異なる取り扱いを要求するものである。



③ 憲法成立に至った経緯

- ▶ 日本は1945年（昭和20年）8月14日に[12]を受諾し同15日に終戦を迎えた。
1946年11月3日に公布され翌年5月3日に施行された。





④ 憲法の三大原則

- ▶ [13] の三大原則は [14]、[15]、[16] である。また同憲法の第[17]条では同憲法は我が国において最高法規とされ憲法違反(違憲)の法律等は効力を有しないと規定されている。例えば憲法の「法の下での平等」に反したとされ刑法200条に定められていた [18] は削除された。

課題： 刑法200条が削除されたことについてどう思うか？



⑤ 人権について

- ▶ 人権は大まかに [19]、[20]、[21] に分類される。
[19] は「自由に生きる権利」のことであるが別名 [22] ともいわれておりこの自由権は [23]、[24]、[25] に分類することができる。
- ▶ また [20] は国政に参加する権利のことで別名 [26] とも呼ばれている。
- ▶ さらに [21] は社会的弱者や経済的弱者が人間らしい生活を送れるよう国家に積極的な配慮を求める権利で別名 [27] とも呼ばれる。

課題：被疑者の人権は条文に明記されているが被害者の人権は明確に書かれていないことをどう思うか



⑥－1 公共の福祉

- ▶ 「公共の福祉」についてこれを人権の外にあって、人権を一般的に制限する原理と捉える立場・考え方を [28] という。
- ▶ これに対して通説は、公共の福祉はすべての人権を出来る限り平等に保障していくために各人権に内在する権利であり、人権同士の矛盾や対立を調整する役割を果たすと捉える [29] である。



⑥－2 公共の福祉

- ▶ 公益や国益といったある意味で抽象的な社会的な利益を [30] と捉え、これによって人権が制限され人権よりも上位の価値があると認める考え方もある。
- ▶ しかしこれは [31] を最高の価値としている憲法の理念と合致せず、ある個人の人権を制限できるものは唯一 [32] しかありえないとする立場もある。
後者によると [30] とは人権相互の矛盾衝突を調整するための [33] と考える。

⑥－3 公共の福祉

- ▶ 小説家や出版社は出版(表現)の自由という人権を有し国民は「自己に関する情報をコントロールする権利(情報コントロール権)」と位置づけられている [34] という人権を有しているが、両者はしばしば衝突する。この衝突を調整する基準(ものさし)が「公共の福祉」であり三島由紀夫の [35] 事件が両者の衝突の一例として挙げられよう。





⑥－４ 公共の福祉

- ▶ プライバシー権の侵害を成立させるためには
 - ① 侵害行為者の故意または過失があり([36])
 - ② 被害者の私生活上の事実について([37])
 - ③ 不特定多数の前で公表し([38])
 - ④ 一般人の感受性から見て被害者に精神的苦痛を生じさせること ([39])
- の要件が整っていないなければならない。



⑦－1 第9条に関すること

- ▶ 日本国憲法第9条第1項における「国権の発動たる戦争」とは [40] をともなう正規の戦争のことであり
- ▶ 「武力の行使」とは [40] なしに行われる事実上の戦争を指すと解される。また「国際紛争解決の手段」とは [41] を意味するというのが国際法上の一般的な解釈であり、同9条1項は [41] を放棄した条文だと解釈するのが通説でありこの説(立場)を [42] と呼んでいる。
- ▶ もっとも憲法はここで自衛戦争も含めて放棄しているという解釈もありこの説(立場)は [43] と呼ばれている。

課題:自衛隊は戦力か？



⑦－２ 第９条に関すること

- ▶ 同条２項における「前項の目的」の解釈についても諸説あり、有力なのは戦争放棄に至った動機一般を指すという考え方であり、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するという目的のために戦力を保持せず交戦権を否認しているとして自衛のための戦力を含めてすべての戦力を保持しないという解釈が通説でありこの説(立場)を [44] と呼んでいる。
- ▶ しかし一方で、同条２項の「前項の目的」を [41] の放棄と解釈し、自衛戦争のための戦力まで否定していないという解釈もありこの説(立場)は [45] と呼ばれている。

参考：戦争に関する日本政府見解は「４２」or「４３」？

戦力に関する日本政府見解は「４４」or「４５」？

課題：なぜ政府は最近集団的自衛権の解釈を変えたと思うか？



⑧ おわりに

- ▶ ご清聴ありがとうございました。
- ▶ Thank you for your cooperative attention & constructive discussion.

